

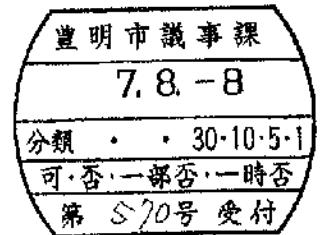
<参考>様式第2号

令和7年8月8日

豊明市議会議員 殿

行政等視察報告書

議員名 青木 けんじ



令和7年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
令和7年7月28日	東京都北区	「北区子どもの権利と幸せに関する条例」について 別添：報告書
令和7年7月29日	神奈川県藤沢市	「藤沢型政策検討会議」について 別添：報告書

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

令和7年度
会派清和、未来クラブ、公明党 行政視察報告書

令和7年8月8日
豊明市議会議員 青木 けんじ

令和7年7月28日（月）
東京都北区
「北区子どもの権利と幸せにする条例」について

①条例制定にあたって

○条例制定の契機・背景・経緯

- ・都区の5区において「子ども基本条例」制定
- ・国として子ども家庭庁設置の動き
- ・区議会一般質問で区議が「こどもの権利条例」制定を提案、区長が「新基本構想」の策定と合わせ教育委員会と連携して検討

○北区での制定施行まで

- ・1959年「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択
- ・1994年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を日本が批准
- ・2001年「川崎市子どもの権利に関する条例」施行
- ・2021年「東京都子ども基本条例」施行
- ・2023年「こども基本法」施行
- ・2024年4月1日「北区子どもの権利と幸せに関する条例」施行

○子ども自身の意見反映の具体的なプロセス

- ・小学生と区政を話し合う会、中学生モニター会議
- ・子ども食堂や適応指導教室での意見聴取
- ・GIGA端末による区立小中学生へのアンケート（200名）
- ・高校生とのタウンミーティング（都立高校）
- ・大学生との意見交換（2大学 子ども系の学部生）
- ・パブリックコメント

②条例の特徴と子どもの権利の保障

○「子どもの幸せ」の定義・捉え方

- ・「幸せ」＝「well-being」
- ・「子どもの幸せ」を「すべての子どもが将来に夢と希望を持ち、安心して成長できる状態」
- ・その実現には「子どもを権利の主体として認め、権利を保障することが出発点である」と位置づけ。

○「北区子どもの権利と幸せに関する条例」

【3つの基本理念】

- ・子どもの最善の利益
- ・誰一人取り残さない
- ・社会全体で子どもを育む

【子ども、こどもの定義】

- ・次の何れかに該当する18歳未満の人、これらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人
 - 1 区内に在住
 - 2 区内で在学又は在勤
 - 3 区内で生活又は活動

【特徴】

- ・条例にある「幸せ」、「条例の前文」については子どもたちの意見を採用

○条例名からPRまで子どもの思いを反映

- ・「幸せ」は子どもたちの意見を採用
- ・中学生が条例PR動画を作成

○「前文」に「子どもたちからのメッセージ」を採用

子どもたち からのメッセージ

私たち子どもは、ゆったりと安心して
きる場所で休めるとき、幸せを感じま
す。大人のみなさんには、私たち子ど
もが生まれながらに持っている、育つ
権利や生きる権利をはじめとした、
様々な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報われた
ときや、できなかったことができるよ
うになったとき、幸せを感じます。大
人のみなさんには、私たち子どもが
失敗をおそれず、くり返し挑戦でき
る環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食
べているときや安心してねむってい
るとき、また「楽しい」と笑顔になれ
るときに、幸せを感じます。大人のみ
なさんには、子ども同士や大人と子ど
もで共に笑い合える時間を作ってほ
しいです。そして、安全に過ごせる環
境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やり
たいことやできることがちがいま
す。大人のみなさんには、自分が子
どもだったときのことを思い出し、
私たち子どもが心からやりたいこと
を自由に行おうとする姿勢を温かく
見守り、一人ひとりに合わせた応援
をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをう
まく言えないときがあります。そんな
とき、大人のみなさんには、私たち子
どもの話にしっかりと耳をかたむけ、
ありのままの私たちを受け入れてほ
しいです。



○大切な「子どもの権利」



○子どもの権利を保障するための「役割」

【区の役割】

- ・子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行う。
- ・保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行う。
- ・区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援する。
- ・国等と連携し、または協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努める。

【保護者の役割】

- ・子どもの年齢、成長等に応じた権利が保障されるよう努める。

【区民等の役割】

- ・子どもを見守り、または支援するよう努める（地域社会）。
- ・働く人が、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努める（事業者）。

【育ち学ぶ施設及び団体】（学校等）

- ・その活動において子どもの権利を保障するよう努める。
- ・家庭、地域等との協力の下で子どもが主体的に育ち、および学ぶことができるよう支援に努める。

③子どもの幸せの実現に向けた取組

○子どもの意見等の尊重

【子ども】

- ・自分の意見等を表明することができ、それが尊重される。
- ・自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けない。

【区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設・団体】

- ・子どもの意見等の反映または参加に努める。

【区、育ち学ぶ施設・団体】

- ・自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努める。
- ・子どもの意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明する。

○子どもの声を聴く場の設置

【子どもの意見を求める会議】

「区長の責務」

- ・子どもの意見等を求めるための会議の開催。
- ・子どもに関する区の施策について、会議に参加する子どもの意見等を求める。
→会議に参加する子どもは、意見等をまとめ、区長に提出することができる。
→区長は、提出された意見等について、尊重するよう努める。

「会議の運営」

- ・参加する子どもの自主性と自発性を尊重。
- ・必要な情報を子どもに分かりやすい形で提供する等の支援。

○子どもを取り巻く環境の整備

- ・虐待、体罰等の防止
- ・いじめ等の防止
- ・子どもの貧困の防止
- ・安全・安心な環境づくり
- ・相談しやすい環境づくり
- ・一人ひとりに応じた学びの環境づくり
- ・居場所づくり

④子どもの権利に関する施策の推進・検証

○「子どもの権利委員会」における、区の施策や取組等の検証

- ・「子どもの権利保障の状況」「権利擁護委員からの報告」「区が策定する子ども・子育て

て支援に関する計画のうち子どもの権利に関するもの」の調査・審議。

- ・委員：学識経験者、民生児童委員、青少年地区委員会、小・中学校長、」公募委員

(2

名／1名は子ども若者枠）（子ども若者枠では大学生が参加）。

- ・「子ども委員」：区立中学校の生徒11名（2・3年生）（23区初）
権利の主体である子どもが参加することで「生きた条例」に。

⑤子どもの権利擁護

○権利侵害から救済を図る「子どもの権利擁護委員」

- ・子どもの権利擁護委員に2名の弁護士を委嘱。
- ・権利保障の相談と必要な助言・支援。
- ・権利侵害からの救済のため関係者に要請。

○子どもの権利相談窓口

- ・対象：区内在住・在学・在勤する子ども、その子供にかかわりのある大人。
- ・受付：電話またはWebフォーム。

⑥成果と課題

○条例が浸透しつつある取組

- ・区立小中学生に配布している端末を活用し、フォームへ入力することで、作成・回答・集計が簡単になった。
- ・わかりやすい資料（ペーパー・動画）の作成
- ・意見聴取の範囲の広がり
教科書、遊び場、部活動のあり方など、子どもに直結するものから、区民センター、河川やまちづくりの計画など、区の施策に係るものまでに広がりが出た。
- ・子ども施設での意見聴取と反映
区内児童クラブ（民間事業者運営）、区立児童福祉施設において意見を聴取し、その意見に対し回答をする。

○課題

- ・条例の普及啓発（子ども主体でPRを継続的かつ充実させる）
- ・意見聴取と反映（フィードバック）
- ・子どもの権利委員会（今後の会議の進め方）
- ・子どもの権利擁護（権利擁護窓口の周知）

□所感

「子ども幸せ」など、抽象的な事柄に対し、東京都北区においては「幸せ＝well-being

」「子どもの幸せ」を「すべての子どもが将来に夢と希望を持ち、安心して成長できる状態」といったように一定の定義を打ち出したことにより、次への展開が絞りやすくなったと考える。

また、行政サイドが作ったものを提供するではなく、あくまでも当事者である子どもを中心に据え置いて、構築されている点については、今回ご説明頂いた担当者の方からのお話から、現区長をはじめ担当者の方の子どもたちに向ける並々な熱意があったのものと感じさせられた。

声の大きい人の意見が前面に出て、内面に思っていることをうまく表現できない子どもたちの声を、きちんと拾い上げることが重要になってくると感じられる。

国の動きや区議会議員からの提案があっても、それを実際に具体的な形にするまでの苦労は非常に大きかったと推察されるが、子どもを思う熱意が苦労を上回ったことにより、ここまでの形になったのではないかと思われてならない。

今回の子ども委員になった生徒やPR動画を作製してくれた生徒たちの影響を受けて、後輩の子どもたちも積極的に子ども主体の普及活動に携わっていくのではないかと想像する。

そのような環境を創りだすことが結果につながると考える。



令和 7 年度
会派清和、未来クラブ、公明党 行政視察報告書

令和 7 年 8 月 8 日
豊明市議会議員 青木 けんじ

令和 7 年 7 月 29 日（火）
神奈川県藤沢市
「藤沢型政策検討会議」について

○藤沢市の議員の状況

条例定数：36 名

現議員数：36 名（うち女性 10 名）

会派数：7 会派

年齢構成別議員数

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	平均年齢
1	2	12	12	7	2	52.08

当選回数別議員数

1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回
12	8	4	5	4	1	1	0	1

○議員提案による条例づくり

これまで議案提案によって成立した条例はあったが、中には提案に至らなかったり、継続審議のまま事実上の廃案になったりしてうまくいかなかったこともある。

議会を議論の場にする取り組みが「議員間討議」。そのための仕組みが政策検討会議。

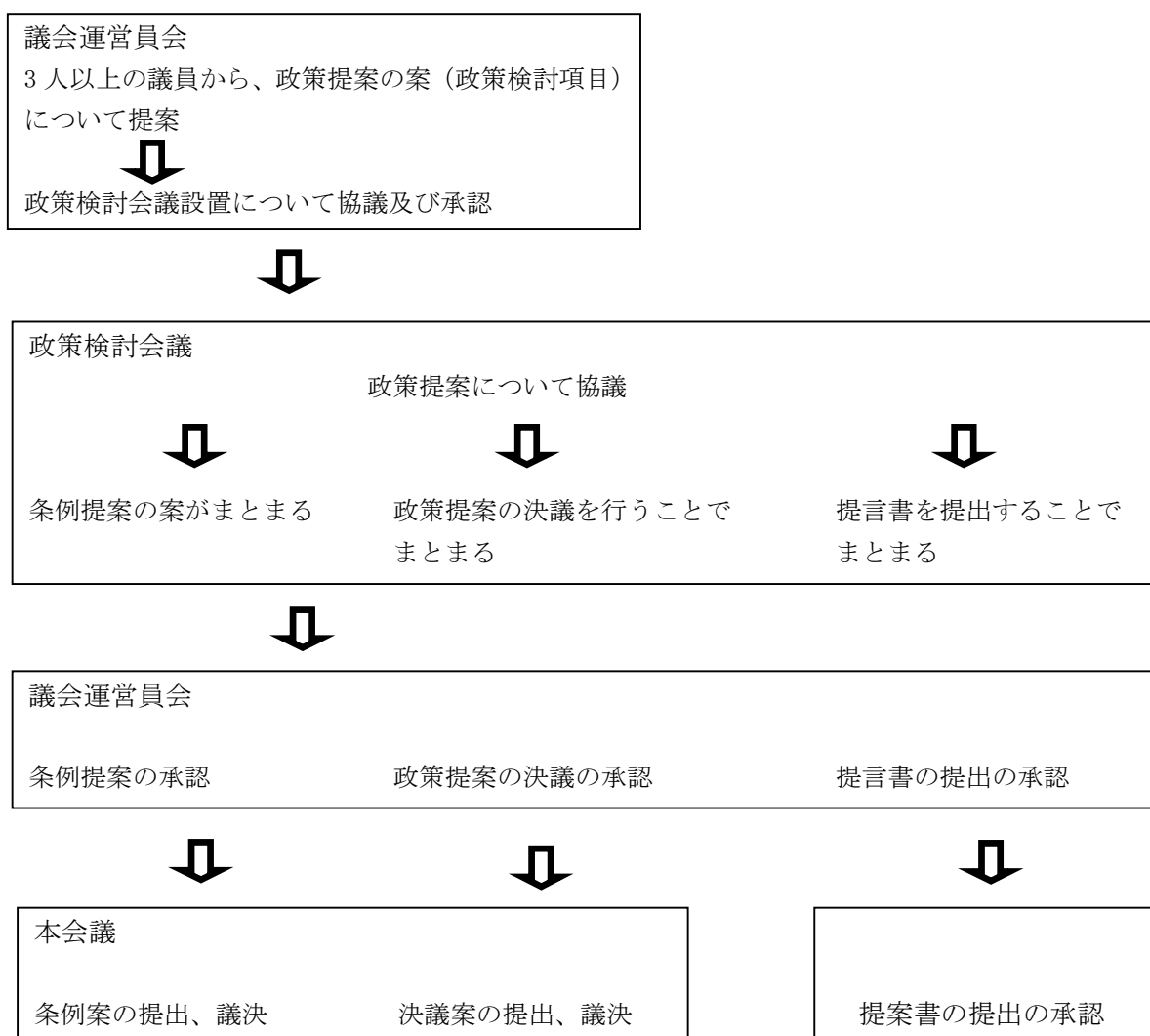
○政策検討会議の設置

2021 年 4 月 政策検討会議設置要綱施行（抜粋）

- ・議会の政策立案機能を強化し、条例の提案等により積極的な政策提言を行うことを実現するため、政策検討会議を設置
- ・議会運営委員会に 3 人以上の議員から条例づくりの政策提案の案が提出され承認が得られた場合、政策検討会議を設置
- ・政策検討会議の所掌事務は、条例の提案の原案の作成に関することとし、政策検討会議でまとめた政策検討項目については、議会運営委員会の承認を経て、条例の提案等を行う
- ・委員の構成は座長及び会派の数の委員により構成し、議会運営委員長が各会派からの推薦に基づき委員候補名を作成し議長に提出
- ・会議は原則として非公開とする（座長が会議に諮り決定したときは公開できる）
- ・委員の任期は、設置の日から政策検討項目について条例の提案等が行われたとき又は座長が当該政策検討項目について協議の終了を決定した時までとする
- ・政策検討会議は、市民の意見を聴取するためにパブリックコメントを実施することが出来る

2022 年 3 月 政策提案に関するガイドライン策定

○政策検討会議の設置から条例議案提出に至るまでの流れ



○条例制定の実例

例)「ケアラー支援条例」

- ・テーマを選んだ理由：市の課題として、今あるもの。
- ・藤沢市の「ケアラー支援条例」

ケアされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例
(ネーミングは1期目の議員)

○ヤングケアラー

- ・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。（こども家庭庁 HP より）
- ・2016 年「ヤングケアラー実態調査」
小中学校と特別支援学校 55 項の全教員対象に実施 ⇒ 約 6 割の回答のうちヤングケアラーではないかと感じた回答が半数ほどあった。
調査には学校サイドの受け入れも良好だった。

○ケアラー支援

- ・ヤングケアラーやダブルケアラー（子育てが終わらないうちに介護が始まる）等といった具現化しにくい課題を抱えている方などへの支援（ケアラーケア）が必要。
- ・ヤングだけでなく高齢の方もいる。
- ・2023年3月に開催された講演会「ケアラー支援について考えよう」において、藤沢市ではすでに実質的なケアラー支援に取り組んできたと評価されつつも、「それらを全体的に包括する仕組みがない」「ケアラー支援という概念はまだ市民に浸透していない」と指摘された。

○議員提案で「ケアラー支援条例」を作る

- ・一般社団法人日本ケアラー連盟によると「ケアが必要な人の法制度はある」「ケアラーを支援するための法制度はない」現状があったため、政策検討会議が立ち上がった。
- ・これまで取り組んできた議員研修の中で、「議員提案による政策条例づくりについて」研修があった。（議員提案条例の第一人者：牧瀬 稔氏）
- ・牧瀬稔教授（関東学院大学）による条例制定手順

- ①問題発見
- ②現地調査と情報収集
- ③立法目的の確定
- ④立法事実の明確化
- ⑤類似条例の調査
- ⑥類似条例の類型化
- ⑦要綱の作成
- ⑧条例案の作成
- ⑨条例説明文（逐条解説）の作成
- ⑩報告書の作成

○条例制定に向けた取り組み

- ・事務局に依頼せず、各委員が分担して条例案文を作成。
- ・当局との対話、担当者からのヒヤリング・意見交換
- ・市民参加のシンポジウム開催（オンラインを含め250名ほどが参加）
- ・パブリックコメントでは市民から多くの意見が寄せられた。
（家族だけが支援するのではなく社会的な支援の重要性がうかがえた）
- ・2024年12月議会で条例が成立
- ・第19回マニフェスト大賞・優秀賞を受賞

○ケアラー支援協議会の開催

- ・ケアラー支援条例の基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市が設置

○政策検討会議に取り組んで思うこと

【導入して良かったと思えること】

- ・条例の案文はすべて議員が手分けをして作成したため、書籍や文献を読み、講演会に参加したりと、かなり勉強も必要だったが、期数の少ない若い議員にとっては大切な経験だったと思う。

- ・ 政治的スタンスの全く異なる議員が、一つの課題について議論を交わせる貴重な機会だった。

【課題だと思っていること】

- ・ 思想信条も活動スタイルも異なる議員たちがチームとなって条例を作成することはなかなか難事業であった。
- ・ 自分とは異なる意見を持つ相手に対するリスペクトや「チーム市議会」で取り組むという大前提についての共通理解が不可欠です。

□所感

今回の視察では、政策検討会議の前座長であった竹村雅夫議員に、ご説明頂くことが出来た。

藤沢市の議員の方の感想にもあったが、市における課題の中から、政策提案の案（政策検討項目）が提出され、政策検討会議へと進んでいき、期数に関係なく議員全員が個々の担当分野について、書籍や文献、研修会など、あらゆることから知識を得て、結果につなげることは大変なご苦勞があったと感じられる。

今回、例に挙げてご説明頂いたケアラー支援条例での条文案などを整えることには、難しさがあったと思われるが、市の課題を市議会で解決しようとする議員全体のまとまりが結果を生むのだと思う。

時間をかけて数多くの協議を経て、共通理解へと至ったことだと考えるが、議員数も多く、会派も異なり政治理念や信条、思想が異なる議員全体が、コンセンサスを持って進められているのは、期数に関係なく市民から選ばれている互いの議員を敬って、互いの見を尊重しているからこそ、適正な議員間討議が行われ、課題解決へのスクラムが組まれて結果へとつながったのだと強く感じさせられた。

その中でも、座長を務められた竹村雅夫議員のように、熱意をもって周りの議員を引き込むキーマンがいたことも大きかったと考える。

